



議案第六十九号

昭和四拾七年七月拾七日 原案可決

財産の処分について

三朝町議會議長牧田禎

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年七月十七日

三朝町長 坂出雅己

一 財産の内容

大字	字	地番	地目	地積
三朝	小木脇	一一八ノ一	原野	二六三九二・八 平方メートル
・	・	二二二ノ一	山林	
・	・	二二二ノ四	原野	

合													
計	東京		砂子田	小木脇	小平					砂子田			
	一一七	一九二	一九〇	二一八	二一七	一八九	一八八	一八六	一八七	二一八	二二三	二二一ノ五	
	山林	宅地	田	保安林	山林	田		畑	山林	保安林		山林	
	三六四四 平方メートル	四〇一 平方メートル	一六五八・三七 平方メートル		八三二・七六五 平方メートル		九〇二・四七 平方メートル			二、六四七・八 平方メートル			

二 相 手 方 三朝町大字三朝九一〇番の二地

協同組合三朝温泉住宅センター

三 処分の予定価格 四八八〇七一五一円

四 処分の理由 観光地従業員分譲住宅建設のため